



2018年3月30日

各 位

会 社 名 日 本 郵 政 株 式 会 社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 長門 正貢
(コード番号: 6178 東証第一部)
問合せ先 I R 室 (TEL. 03-3504-4245)

平成30事業年度事業計画の認可について

日本郵政株式会社及び当社子会社である日本郵便株式会社は、平成30事業年度事業計画について、本日、総務大臣より認可を受けましたので別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本郵政株式会社については別紙1のとおり、日本郵便株式会社については別紙2のとおり、総務大臣からの要請事項を各社事業計画本体に添付しております。

(本事業計画は、日本郵政株式会社は本年2月26日、日本郵便株式会社は本年2月28日に認可申請したものですが、春闘交渉の妥結等に伴い、資金計画書及び収支予算書について所要の補正を行った上で認可を受けております。)

以 上

別添

平成30事業年度

（自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日）

第14期

事業計画

日本郵政株式会社

はじめに

当社は、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「事業子会社」という。）の経営の基本方針の策定及び実施の確保並びに株主としての権利の行使を行うとともに、グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施することにより事業子会社等の業務を支援するほか、病院及び宿泊施設の運営等を行うことにより、郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、お客様本位のサービスを提供し、地域のお客様の生活を支援し、お客様と社員の幸せを目指します。また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献できるよう努めていくことを基本として会社経営を行っていきます。なお、その業務の運営に当たっては、法第五条第一項に規定される、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を果たすとともに、郵便局ネットワークの一層の活用を図ってまいります。あわせて、東日本大震災及び熊本地震の復興支援については、引き続き、公益的性格が強い会社として、日本郵政グループが一丸となって取り組んでいきます。

当社は、平成27事業年度において、郵便貯金銀行及び郵便保険会社とともに、東京証券取引所の市場第一部に上場いたしました。

当社及びグループ各社は、引き続き、グループ全体の内部統制を強化していくことが必要と考えております。当社は、上場企業グループの持株会社として、部内犯罪等が引き続き発生している事態を踏まえ、今後も引き続き透明性の確保、説明責任の徹底、適正な事業運営に向けて、グループ全体のガバナンス強化及びお客様本位の業務運営の実践に努めていきます。

そのため、平成30事業年度においても、グループ全体のコンプライアンスの水準の向上を経営の重点課題として、平成30事業年度のグループ各社のコンプライアンス・プログラムの策定及び推進の状況並びに各社の内部監査態勢・監査状況を的確に把握し、グループ各社に必要となる支援・指導を行います。特に、料金不適正収納事案等の不祥事が発覚したことも踏まえ、その再発防止等については、最重要課題の一つとして取組を一層推進・管理していきます。

また、グループ各社が提供するサービスの公益性及び公共性の確保、お客様満足（C.S.）の向上に取り組むとともに、当社及びグループ各社の社会的責任を踏まえ

たC S R活動にグループ各社とともに取り組んでいきます。

特に、平成 23 事業年度から取り組んでいる節電協力を引き続き推進とともに、「J Pの森」での育林活動やCO₂の削減などの環境保全活動、「J P子どもの森づくり運動」を通じた環境啓発活動も引き続き推進していきます。

また、障害者雇用については、平成 29 事業年度においても障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている障害者雇用率(2.0%)を達成したところですが、平成 30 事業年度においては、法改正により、法定雇用率が2.2%に引き上げられることから、引き続きこれを達成できるよう、障害者雇用の推進に取り組んでいきます。

「女性の活躍推進」については、管理者への女性登用に積極的に取り組むため、女性社員の昇進意欲の向上のための意識啓発、登用拡大に向けた計画的な女性社員の育成を行っていくとともに、仕事と生活の両立ができる職場風土づくり、各種環境の整備等に努めています。

なお、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 7 条第 2 項において、当社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするとされており、この趣旨に沿って、所要の準備を行います。また、必要に応じて、政府による当社の株式の処分を可能とするための所要の準備を行います。さらに、日本郵政グループの企業価値向上を目指し、グループ中期経営計画を踏まえた子会社の収益力強化策や更なる経営効率化等が着実に進展するよう、グループ運営を行います。あわせて、日本郵政グループ各社が抱える経営課題については、持株会社として、各社と連携を深めながら、必要な支援を行い、その解消に努めます。

以上の基本の方針を踏まえ、次の事項に重点をおいて事業経営を行うこととし、その遂行に当たっては経営環境の変化に即応しつつ弾力的に行っていきます。

1 事業子会社の経営の基本方針の策定及び実施の確保等

日本郵便株式会社に対しては郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスの確保並びに郵便局ネットワークの維持・活用による安定的なサービスの提供等という会社の目的が達成できるよう経営の基本方針を策定するとともに、その実施の確保等を行います。

具体的には、事業子会社との間で、経営の重要事項に関して日本郵政グループ協定及び日本郵政グループ運営に関する契約等を締結し、グループ全体に重大な影響

を与える事項や経営の透明性確保に必要な事項については個別の協議、承認または報告を求めること等により、グループ運営を行います。

2 事業子会社の業務支援

グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施することにより、事業子会社等の業務を支援するとともにグループの経営効率の向上を図ります。具体的には、以下の間接業務を事業子会社等から受託して実施します。

(1) 電気通信役務及び情報処理サービスの提供

当社が保有する電気通信設備を用いた事業子会社及び「簡易郵便局法」(昭和24年法律第213号)第3条の規定により日本郵便株式会社が同法同条に基づき業務を委託した者への電気通信役務の提供及び情報処理システムを用いた情報処理サービスの提供を行います。

(2) 人事及び経理に関する業務

人材派遣・紹介業務等を行う子会社を通じて、事業子会社の役職員の給与、各種手当の計算等並びに収入事務（請求書の作成・発送依頼、口座振替依頼、債権データの消込）及び支出事務（払出証書の作成・発送依頼、口座振替依頼、支払案内の作成・発送依頼、債務データの消込）を行います。

(3) 福利厚生に関する業務

事業子会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の役職員等に対し、レクリエーション施設提供業務を行います。

また、人材派遣・紹介業務等を行う子会社を通じて、事業子会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の役職員等に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定等に基づく健康管理業務を行います。

(4) 不動産の管理等に関する業務

事業子会社等が現に所有若しくは賃貸借するか、又は将来所有若しくは賃貸借することとなる土地、建物等不動産及び当該不動産に附属する設備等に関し、管理、整備計画、運営維持、設計・工事監理又は売買・賃貸借等の業務の支援等を行います。

(5) 人材派遣・紹介等の業務

人材派遣・紹介業務等を行う子会社を通じて、社員の募集・採用を行いグループ各社等への紹介及び派遣を行います。また、グループ各社の人事関連業務等の受託を行います。

(6) コールセンターに関する業務

事業子会社に対し、人材派遣・紹介業務等を行う子会社を通じて、コールセンターの施設及びシステムの提供並びに管理の業務を行います。

(7) 人材育成に関する業務

郵政大学校を通じて、グループ横断的な研修を実施し、グループ各社の人材の能力向上を図ります。

3 病院の運営

通信病院を企業立病院として運営するとともに、地域医療との連携や救急医療の強化等による增收対策や、調達の効率化等による経費節減、事業譲渡等を含む見直しに取り組むことにより、経営改善を進めます。また、医療サービスの向上、地域医療ニーズへの対応、患者満足度の向上等を推進します。

4 宿泊施設の運営等

旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設については、近年の景気の動向や将来予測等の外部環境等の変化を踏まえ、宿泊利用人数増加などの增收施策、食材等原価管理の徹底、施設配置の見直し等による効率化を着実に推進し、単年度黒字化に向けて経営改善を図ることとします。

また、地域貢献施策の一環として、旧簡易保険加入者福祉施設において、引き続き、施設の一部を介護予防事業者に貸与し、要支援認定者に身体機能等の改善を図る機会を提供する業務等の試行に取り組みます。

別 添 資金計画書

収支予算書

■資金計画書

平成30事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

科 目	金 額
収入の部	
前期繰越金	1,798
配当収入	2,075
関係会社受入手数料	147
間接業務手数料	211
宿泊事業収入	304
医事収入	182
その他収入	798
合 計	5,515
支出の部	
人件費	919
物件費	591
租税公課	34
投資的支出	438
有価証券	—
貸付金	35
その他支出	2,335
次期繰越金	1,163
合 計	5,515

(注1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注2) 「—」は計数が存在しないことを意味する。

■収支予算書

平成30事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科 目	金 額
経常損益の部	
(営業損益の部)	
1. 営業収益	2,871
受取配当金	2,075
関係会社受入手数料	136
間接業務手数料	197
宿泊事業収入	282
医事収入	181
2. 営業費用	758
人件費	99
物件費	539
減価償却費	68
租税公課	53
営業利益	2,113
(営業外損益の部)	
営業外損益	16
経常利益	2,128
特別損益の部	
1. 特別利益	62
2. 特別損失	353
税引前当期純利益	1,837
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	1,835

(注1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注2) 「-」は計数が存在しないことを意味する。

(別紙1)

- 1 ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うとともに、郵便局ネットワークのより一層の活用による利用者の目線に立った新たな事業展開や郵便局の利便性向上の観点から、引き続き、グループの収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、グループ全体のコンプライアンス管理態勢をはじめとするガバナンスの強化など、グループ運営を適切かつ着実に推進すること。
- 2 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式処分について、ユニバーサルサービス提供責務の履行への影響等を勘案しつつ、適切に対応すること。
- 3 宿泊事業及び病院事業について、引き続き、経営改善のための取組を着実に進めること。

平成 30 事業年度

〔自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日〕

第 12 期

事 業 計 画

日本郵便株式会社

はじめに

日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客さまが郵政事業に係る基本的な役務（以下「ユニバーサルサービス」といいます。）を郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務の下、業務運営を行っています。

今後も、国民共有の財産である郵便局ネットワークの水準を維持し、公益性・地域性を十分発揮するとともに、郵便局のサービスを更に便利なものとすることで、郵便局ネットワークの価値を向上させ、地域のお客さまの生活を総合的にサポートできるよう取り組みます。

第1 業務運営の基本方針

平成29年度は、景気回復期における更なる収益拡大、コストマネジメントの徹底により、社会的使命を果たしつつ、成長に向けた経営基盤の構築を目指すとともに、日本郵政グループ中期経営計画に基づき、引き続き将来に向けた基盤整備に努めました。

一方、当社の事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う地方創生の必要性の高まりや経済のグローバル化の進展といった社会変化の中、インターネットの普及等による郵便物の減少のほか、eコマース市場の拡大による荷物需要の増加、サービス品質に対するお客さまニーズの高まりなど、刻々と変化しています。また、労働市場の逼迫等を背景にした人件費単価の上昇等も続いております。今後も、利用者目線に立って、お客さまにサービスを円滑かつ確実に提供していくためには、このような事業環境に的確に対応し、安定した経営を定着させることが、当社の急務の経営課題であると認識しています。

以上を踏まえ、平成30年度は、景気回復期における、更なる収益拡大、コストマネジメントを徹底するとともに、商品・サービスやオペレーションの見直しにより、郵便・物流機能と郵便局ネットワークを強化し、安定的な利益の確保を目指します。具体的な方針は次のとおりです。

1 収益力の強化

郵便・物流事業について、年賀状を始めとしたスマートフォン等を使ったSNS連携サービスや手紙の楽しさを伝える活動の展開等により、郵便の利用の維持・拡大を図るとともに、中小口のお客さまに対する営業の強化、お客さまの幅広いニーズに一元的に対応できる営業体制の構築に取り組みます。

2019年用年賀葉書の料金については、お客さまからのご意見や2018年用年賀葉書の販売状況等を勘案し、通常葉書の料金と同じ62円に統一します。

また、e コマース市場が拡大し、個人のお客さまが宅配便を利用する機会が増えている中で、共働き世帯や単身世帯の増加などライフスタイルや社会の変化に対応するため、「身近で差し出し、身近で受け取り」をコンセプトに、ゆうパックのサービス改善を実施します。

銀行窓口業務及び保険窓口業務を始めとする金融サービスについては、委託元である株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」といいます。）及び株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」といいます。）と連携した研修を通じた社員の営業力強化や、投資信託の販売を通じ、金融預かり資産重視の営業スタイルの更なる浸透や新契約拡大、新規利用顧客の拡大を図ります。

また、がん保険等の提携金融サービスについても、研修等を通じ、社員の営業力強化に取り組みます。

物販事業については、他社との提携等により、商品の拡充・開発を行うとともに、販売チャネルの多様化を推進します。不動産事業については、JPタワー等による事務所、商業施設、住宅や保育施設などの賃貸事業等を推進します。

そのほか、郵便事業を始めとする既存の業務の適正な業務運営の確保を前提とし、経営資源の積極的活用の観点から、当社の関係会社も含め、新たな業務への進出や出資・提携の拡大についても検討・着手することにより、当社全体の収益構造の多角化・強化を図ります。国際物流事業について、トール社における経営改善策の確実な実施に努めているところですが、引き続き、トール社の有する知見と経験を活用し、事業の拡大を図ります。

2 生産性の向上・ネットワーク価値向上

郵便局の業務効率の向上を目指し、集配局の内務作業の集中・機械化や、集配業務の生産性の向上、輸送効率の向上に取り組むほか、業務運行に必要な労働力を確保できるよう、地域ごとの状況を踏まえた効果的な募集活動及び定着に向けた取組を行います。また、荷物の増加に対応した施設・輸送・集配の態勢の整備に取り組みます。

郵便局ネットワークに関しては、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化に引き続き取り組みます。また、郵便局の現金取扱いに関して、機器の増配備により資金管理体制の充実を図るとともに、郵便局への訪問支援や関連ツールの充実等による業務品質の向上に取り組みます。

3 企業基盤の強化

人的依存度の高いサービスを提供する当社にとって、人材は最も重要な経営資源との認識に立ち、期待された役割に対して、積極的に自らの能力を向

上させ、成長を図ることが可能となるよう人材育成体系を充実させるとともに、働き方改革や女性活躍推進に取り組みます。

業績向上を図るため、郵便局の機能に着目したマネジメント体制による取組を推進するとともに、マネジメント体制に応じた損益管理を徹底していきます。

サービス提供環境の整備のため、老朽化した郵便局舎等の建物、設備の改修を積極的に行います。

また、これまで築いてきた郵政事業に対する「信頼」を今後も確保していくため、コンプライアンスの徹底を始めとした内部統制の確立を図ってまいります。

コンプライアンスについては、コンプライアンス・プログラムを作成するとともに、モニタリングを通じた郵便局における管理態勢の強化等によりその推進を徹底します。

今後もこれまで取り組んできた各種施策を継続して実施することにより、部内犯罪の根絶等を図ります。

郵便物等の放棄・隠匿については、引き続き社員の育成強化策を展開するほか、防犯重点ルール等の周知・指導を徹底して定着を図り、根絶を目指します。

料金不適正収納については、お客さまの信頼を損なうものであり、このような事案が発生しないよう、再発防止策を徹底してまいります。

反社会的勢力排除の取組を確実に実施するほか、社会・地域への貢献として、CSR (Corporate Social Responsibility) を経営上の重要課題として捉え、企業としての社会的責任を果たしていきます。

4 東日本大震災及び熊本地震からの復興支援

東日本大震災及び熊本地震の復興支援において、郵便・貯金・保険の郵便局サービスは、被災された方々の日常生活維持にとって必要不可欠なサービスであることから、引き続き、日本郵政グループ各社との連携を密にし、郵便局の再開等を通じて、被災された方々の日常生活支援等に貢献していきます。

第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第4条第1項に規定する郵便の業務、銀行窓口業務、保険窓口業務等の業務を確実に実施するとともに、第2項及び第3項の規定により営む業務を行います。主な内容は以下のとおりで

す。

なお、日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第3項に規定する業務等に関しては、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第92条の規定により、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならないとされていることを踏まえた計画としています。

1 郵便の業務

郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務並びに郵便物の作成及び差出しに関する業務その他の附帯する業務を行います。

項目	計画値（引受物数）	対前年計画比
内国郵便物	16,274 百万通	(▲4.1%)
第一種	7,846 百万通	(▲3.8%)
第二種	7,751 百万通	(▲4.3%)
第三種	193 百万通	(▲5.6%)
第四種	16 百万通	(▲6.2%)
特殊取扱	469 百万通	(▲5.7%)
国際郵便物	45 百万通	(▲0.4%)

2 銀行窓口業務等

ゆうちょ銀行の委託又は再委託を受け、日本郵便株式会社法第4条第1項第2号に規定する銀行窓口業務、同項第3号に規定する業務及び同法附則第2条第1項第1号に規定する業務を行います。

また、ゆうちょ銀行の委託を受け、上記銀行窓口業務以外の銀行代理業を行います。

さらに、ゆうちょ銀行の委託を受け、金融商品仲介業として国債及び投資信託の販売を行います。

項目	計画値
定額・定期貯金新規預入額	12.6 兆円
年金口座獲得件数	45.5 万件
給与口座獲得件数	28.8 万件
投資信託販売額	2,500 億円

3 保険窓口業務等

かんぽ生命の委託又は再委託を受け、日本郵便株式会社法第4条第1項第4号に規定する保険窓口業務、同項第5号に規定する業務及び同法附則第2

条第1項第2号に規定する業務を行います。

また、かんぽ生命の委託を受け、上記保険窓口業務以外の保険募集及び事務の代行を行います。

さらに、かんぽ生命以外の生命保険会社を所属保険会社等として行う保険募集及び事務の代行について、アフラック社のがん保険を取り扱うとともに、引受条件緩和型医療保険、変額年金保険及び法人（経営者）向け生保商品を取り扱います。

加えて、損害保険会社又は外国損害保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集及びこれに付随する業務として自動車保険を取り扱います。

項目	計画値
生命保険新契約件数（かんぽ生命分）	193 万件

4 印紙の売りさばき

国の委託を受けて、収入印紙、雇用保険印紙、健康保険印紙、自動車重量税印紙及び特許印紙の売りさばき並びにこれらに附帯する業務を行います。

項目	計画値（売りさばき額）	対前年計画比
収入印紙	7,516 億円	(▲ 3.4%)
雇用保険印紙	3 億円	(▲37.1%)
健康保険印紙	23 億円	(▲29.1%)
自動車重量税印紙	6,731 億円	(+ 2.8%)
特許印紙	961 億円	(+ 5.2%)

5 お年玉付郵便葉書等の発行

お年玉付郵便葉書等（お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）第1条第1項に規定するお年玉付郵便葉書等をいいます。）及び寄附金付郵便葉書等（同法第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等をいいます。）の発行並びにこれらに附帯する業務を行います。

6 地方公共団体からの委託事務等

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項第1号に規定する郵便局取扱事務（証明書交付事務）に係る業務を行います。

また、これ以外の受託窓口事務について、ごみ処理券等の販売やバス利用券等の交付等の業務を行います。

さらに、郵便外務社員を活用した業務として、いわゆる「ひまわりサービ

ス」等を行います。

- 7 カタログ等を利用した商品の販売等及び販売等に係る契約の取次ぎ等
当社の関係会社とともに、カタログ等を利用して行う商品又は権利の販売並びに商品の販売又は役務の提供に係る契約の取次ぎ及び当該契約に係る代金回収を行う業務等として、生産地特選品販売、年賀状印刷サービス、フレーム切手販売、文房具等の郵便等関連商品の陳列販売を行うとともに、窓口、渉外社員による販売に加え、インターネット販売及びDM販売を行います。

項目	計画値
販売額	1,060 億円

8 国内物流業務

国内貨物運送に関する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業に係る業務並びにこれらに附帯する業務であって、宅配便及びメール便の業務に相当する業務（ゆうパック、ゆうメール）を行います。

また、上記の業務に関連して行うゆうパック包装用品等の販売、代金引換サービスにおける商品代金の回収並びにゆうパック等の作成及び差出しに関する業務その他の附帯業務を行います。

項目	計画値（引受物数）	対前年計画比
ゆうパック	951 百万個	(+24.0%)
ゆうメール	3,625 百万個	(+ 5.3%)

9 国際物流業務

当社の関係会社であるトール社がオセアニア及びアジアにおけるエクスプレス物流、オーストラリア、ニュージーランド国内における貨物輸送、アジアからの輸出を中心としたフルラインでの国際的貨物輸送及びアジア太平洋地域における3PLプロバイダーとしての輸送・倉庫管理等のサービスを行います。

このほか、当社の関係会社が、荷主の依頼を受けて、実運送事業者の行う運送を利用して行う貨物利用運送事業その他国際貨物運送に関する業務及び附帯する事業を行います。

10 ロジスティクス事業

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命から委託を受けて、日本郵政グループ内の物流業務を一括して受託する、いわゆるロジスティクス事業に係る業務を行い

ます。

また、他の荷主企業の物流業務について、当該荷主企業からの委託を受けて、物流業務の改善に係るコンサルティングを行うとともに、その企業に最適な物流業務フローを設計・構築し、当該荷主企業における輸送、保管、荷さばき等の物流業務を一括して受託するロジスティクス事業に係る業務を行います。

11 不動産業務（不動産賃貸業・管理業及び建物売買業、土地売買業に限る。）

J Pタワー等のビル賃貸及び運営管理を、当社の関係会社とともに行うほか、住宅や保育施設などの賃貸事業等を行います。

第3 日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

1 郵便局等の設置について

郵便局等の設置に関しては、ユニバーサルサービスを着実に提供できるよう、日本郵便株式会社法第6条及び日本郵便株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）第4条に定めるところに基づき、過疎地については、郵便局ネットワークの水準を維持することを旨としています。

一時閉鎖となっている簡易郵便局については、日本郵便株式会社法施行規則第4条第5項の過疎地であるか否かにかかわらず、引き続き、早期再開に向け取り組みます。

なお、応急的な対応が必要な場合には、地域の実情やお客さまの利用状況に応じ、「移動郵便局」による窓口サービスの提供等の取組を実施します。

2 郵便局等の新設について

お客さまの多様なニーズにお応えし、お客さまサービスの向上及び郵便局等における商品・サービスの取扱いの拡大等を目指して、地域の変化等により、お客さま利用の増加が見込まれる地域等については、店舗の出店に向けた取組を進めます。

3 郵便局等の廃止等について

お客さまの需要の減少や店舗施設の老朽等の課題解消に伴う店舗配置の見直しを行います。

また、郵便局等の利用者層や利用されるサービスが特定のものに限られる等、営業の効率化の観点から経営改善の必要がある郵便局等については、運営形態等の見直しを行います。

一時閉鎖の期間が長期化している簡易郵便局において、地域需要と他の郵便局の配置状況に照らし、地域住民の日常生活上の動線等から他の郵便局を容易に利用できるものについては、整理を進めていきます。

第4 その他事業の運営に関する事項

1 郵便局ネットワークの維持・活用

平成29年度に引き続き、国民共有の財産である郵便局ネットワークの水準を確実に維持していきます。また、東日本大震災及び熊本地震からの復興支援として郵便局等の復旧に努めるとともに、ネットワークの価値の向上や地域住民の利便性の向上を実現するため、地域に根ざした郵便局等として、公益性及び地域性を十分に發揮するよう、地域のワンストップ行政機能の充実及び地域社会の活性化のための施策に取り組みます。

(1) ワンストップ行政機能の充実

国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用した地域のワンストップ行政機能の充実やマイナンバーカードの普及促進に資するため、関係各所と協議をし、諸施策に取り組みます。

(2) 地域社会との連携

地域の事業者、自治体や学校等と連携し、地域特産物のカタログ販売や手紙文化の振興、地域情報の発信等、各地域のニーズを踏まえた地域のための取組を積極的に推進していきます。

また、地域住民の利便性の向上に資することを目的とした「郵便局のみまもりサービス」を提供します。

さらに、災害発生時における相互協力を目的とする防災協定について、全国的締結に向け、自治体との協議を進めてまいります。

2 郵便差出箱の設置

郵便差出箱については、引き続き、公社化時の際、あまねく全国に設置されていた郵便差出箱の本数を維持するよう努めます。

3 郵便物の送達の日数

郵便物の確実な送達の具体的目標として、送達日数達成率が、全国平均97.0%以上となるように努めます。

4 國際的な協調・連携

万国郵便条約に基づく義務の履行を着実に行うとともに、万国郵便連合(ＵＰＵ)の郵便業務理事会の議長国として、その活動への積極的な参加等を通じ、国際的な協調・連携を推進し、国際郵便の品質向上を図ります。また、当社の郵便・郵便局ネットワークに関するノウハウを用いて、外国郵便事業体に積極的に協力していくこととします。

別添 資金計画書

収支予算書

別添

平成30事業年度 資金計画書

単位:億円

科 目	金 額
資金収入	
前期繰越金	7,555
郵便事業収入	14,245
印紙収入	14,740
貯金及び保険受託業務収入	10,502
その他の業務収入	8,416
その他財務的収入	—
借入金	—
合 計	55,457
資金支出	
人件費	22,124
物件費	7,647
租税公課等	2,144
投資的支出	1,409
印紙収入納付額	14,740
借入金償還	—
次期繰越金	7,393
合 計	55,457

(注1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注2) 「—」は計数が存在しないことを意味する。

平成30事業年度 収支予算書

単位:億円

科 目	金額
営業収益	30,583
郵便業務収益	13,375
印紙受託業務収益	458
銀行及び保険受託手数料	9,724
その他営業収益	7,026
営業原価	28,066
人件費	20,658
経費	7,408
物件費	5,978
減価償却費	1,195
その他の経費	235
販売費及び一般管理費	2,086
人件費	896
物件費	809
その他の経費	381
営業利益	431
営業外収益	54
営業外費用	15
経常利益	470
特別利益	361
特別損失	386
税引前当期利益	446
法人税、住民税及び事業税	40
当期純利益	405

(注) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(別紙2)

- 1 ユニバーサルサービスを確実に提供するとともに、郵便局が国民生活の安心安全の拠点であることを踏まえ、引き続き、郵便局ネットワークの維持・強化を図り、マイナンバーカードの普及促進に関する取組や、地方公共団体との連携をはじめとする地方創生の深化に資する取組等の公益性・地域性を十分に發揮するための取組を利用者の目線に立って積極的に進めること。
- 2 国際物流業務の改善状況等に留意するとともに、引き続き、収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、コンプライアンス管理態勢をはじめとするガバナンスの強化などを着実に進めること。また、投資信託等の金融商品の販売に当たっては、真に利用者ニーズに沿った適切な営業活動を行うことに留意すること。
- 3 将来に向けた経営基盤強化のための投資を行うに当たっては、「働き方改革・女性活躍推進」を含む社会経済情勢を踏まえつつ、利用者利便の向上等に配意すること。